

第4期佐倉市生活排水対策推進計画の策定について

1 はじめに

生活排水対策推進計画は、水質汚濁防止法第14条の8において都道府県が定めることができる「生活排水対策重点地域」の市町村において、定める義務のある計画です。千葉県内では、印旛・手賀沼流域市町（村）及び木更津市・市原市等の一部流域が指定されています。（案1 ページ参照）

このたび、第3期計画が2025（令和7）年3月に期間が満了しますが、引き続き生活排水対策を推進するため、第4期計画を策定するものです。

なお、本計画における「生活排水」とは、日常生活で私たちの家庭から出る水のこと、トイレなどから排出されるし尿を含んだ水（し尿排水）と、台所や風呂場、洗濯などから排出される水（生活雑排水）の2種類を指します。（案10 ページ参照）

2 市における主な関連計画（案12 ページ参照）

- 佐倉市污水適正処理構想（2023（令和5）年6月上下水道部）
汚水処理施設整備状況における進捗等に関する事項
- 一般廃棄物処理基本計画（2020（令和2）年3月廃棄物対策課）
生活排水処理基本計画及び方針に関する事項



3 策定のポイント（水質汚濁防止法第14条の9に基づく項目設定）

- 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針を定めます

項目設定義務（案10ページ参照）

→生活排水対策は、継続的に対策を続けることが大切であるため、第3期計画の方針を継承し、（1）施設整備（2）市民意識の醸成（3）流域市町等との連携、とします。

- 生活排水処理施設の整備に関する事項を定めます

項目設定義務（案14ページ参照）

→生活排水処理率は、100%にすることが最終的な目標であるため、人口推計と「佐倉市污水適正処理構想」のように公共下水道への接続人口と合併処理浄化槽人口の比率が増加する事を見込み、100%とします。

- 生活排水対策に係る啓発に関する事項を定めます

項目設定努力義務（案16ページ参照）

→計画の目標を達成するため、（1）適正な生活排水処理施設の推進（2）家庭でできる生活排水対策の啓発（3）水環境に対する意識の啓発、とします。

- 他の生活排水対策推進市町村との連携を定めます

その他義務（案18ページ参照）

→流域市町や印旛沼水質保全協議会などと併せて、連携して取り組んでいきます。

- 県への通知

その他義務

→計画を定めることについて、千葉県に通知するとともに、必要に応じて意見交換や助言を受けます。

4 計画期間（案11ページ参照）

計画期間については、関連計画である佐倉市污水適正処理構想の計画期間（中期目標：2034（令和16）年、長期目標：2049（令和31）年）を踏まえ、開始年次を2025（令和7）年度とし、2034（令和16）年度（＝目標年次）までの10年間とします。